

**鳥取県告示第678号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定相談支援事業者から当該指定に係る相談支援事業を行う事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成20年10月10日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る相談支援事業を行う事業所の名称	指定に係る相談支援事業を行う事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人北栄町社会福祉協議会	東伯郡北栄町瀬戸36-2	社会福祉法人北栄町社会福祉協議会相談支援事業所	東伯郡北栄町瀬戸36-2	平成19年4月1日